

久保台小学校区における 中核的な地域コミュニティの 設立について（案）

平成28年2月発行

久保台小学校区
地域コミュニティ
設立準備会
会長 小野寺 正好

私たちの毎日の生活においては、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあるとともに、少子高齢化が進む中、安全安心に暮らすために解決しなければならないさまざまな課題があります。これらの課題の解決には、個人や行政の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

現在、龍ヶ崎市では、13のコミュニティセンターを活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の一つに位置付けており、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有しながら、連携・協力する組織づくりを目指しています。

久保台小学校区においても、住民自治組織（自治会や区）の代表者をはじめ、コミュニティセンター活動推進協議会、久保台小学校PTA、中根台中学校父母と教師の会、防犯連絡員協議会、自主防災組織、民生委員児童委員、長寿会の代表者などにより設立準備会を設置し、地域コミュニティの設立に向けて協議してまいりました。

設立準備会では、組織や人員、規約等について慎重に協議した内容を、今回ご報告させていただきます。久保台小学校区内のすべての住民自治組織のご賛同をいただき、住民同士の活力で久保台小学校区の中核的な地域コミュニティを立ち上げましょう。



【写真】久保台コミュニティセンター

〔久保台小学校区地域コミュニティ設立準備会委員〕

氏名	役職	備考(H27.12月現在)	氏名	役職	備考(H27.12月現在)
小野寺 正好	会長	活動推進協議会長	井上 孝一	会計	久保台自治会長
鶴見 祐一		中根台1丁目自治会長	坂本 隆司		久保台自治会長推薦
池田 富雄		中根台1丁目前自治会長	大貫 千尋		別所町区長
大塚 静雄	副会長	中根台2丁目自治会長	年見 洋子	監事	別所町区長推薦
浅田 和守		中根台2丁目前自治会長	飯野 知行		長山前自治会長
檜原 孝志		中根台3丁目自治会長	中村 衛		長山前自治会副会長
熊田 裕司		中根台3丁目前自治会長	谷山 光男		中根台久保台長寿会長
武田 純		中根台4丁目自治会長	西山 孝一	副会長	活動推進協議会副会長
笠原 康昌		中根台4丁目前自治会長	松井 慶子		活動推進協議会副会長
白鳥 望		中根台5丁目自治会長	池田 勇		防犯連絡員協議会分会長
青野 佳樹		中根台5丁目前自治会長	野中 浩		中根台中父母と教師の会長
長谷川 辰夫		久保台四季の丘自治会長	村山 武久		久保台小PTA会長
腰塚 晋		久保台四季の丘前自治会長	三枝 秀樹	監事	民生委員児童委員
青木 智則		星の郷自治会長	皆川 輝男		主任児童委員
片山 進		星の郷前自治会長	小林 一光	事務局長	センター長
			渡邊 かおり		副センター長

(敬称略)

住民相互の親睦, 融和を目指して

地域の明るい未来をつくらう！！

久保台小学校区地域コミュニティ設立準備会 会長

久保台コミュニティセンター活動推進協議会 会長

小野寺 正好

今から17年前、平成11年4月に久保台地区公民館がオープンしました。目的は「住民相互の交流を促進し、人と人のふれあいを深め安全安心で明るく住みよいまちづくり」です。これは今も変わりありません。

公民館時代の12年間(平成23年3月まで)は社会教育法の枠の中で運営され、活動推進協議会は公民館に協力する団体として位置づけられ「ほう・れん・そう」(報告・連絡・相談)を合言葉に、目的に向かって各種事業が続けられました。その間社会は少子高齢化、核家族化、そして高度な情報化が進み著しい環境の変化に見舞われました。社会教育法の枠内での公民館活動はその変化に対応できず、より広い範囲での活動が可能なコミュニティ活動を推進するため、社会教育法による位置付けではなく、平成23年4月から「久保台コミュニティセンター」として再出発しました。

そして活動推進協議会の活動をコミュニティセンターが補佐役として支援するという関係に変わりコミュニケーション(意思の疎通、情報の交換、心のふれあい)を合言葉として今日に至っております。市民主体のコミュニティ活動です。

コミュニケーションという言葉は本来「何か共通なものを分かち合う」という意味だそうです。「感動を分かち合う」「悩みを分かち合う」などなど、良いことも困難なことも地域全体で共有することが人と人の絆を深め、融和(仲良くなること)につながり、地域の明るい未来をつくることになると思います。そこで、地域全体でいろいろな課題を共有し連携・協力することができる新たな組織「久保台小学校区わくわく協議会」について、今回設立準備会より提案させていただきました。それぞれの住民自治組織(自治会・区)の総会において、ぜひ、ご賛同、ご承認いただきたいと存じます。

〔久保台小学校区地域コミュニティ設立準備会での検討経緯〕

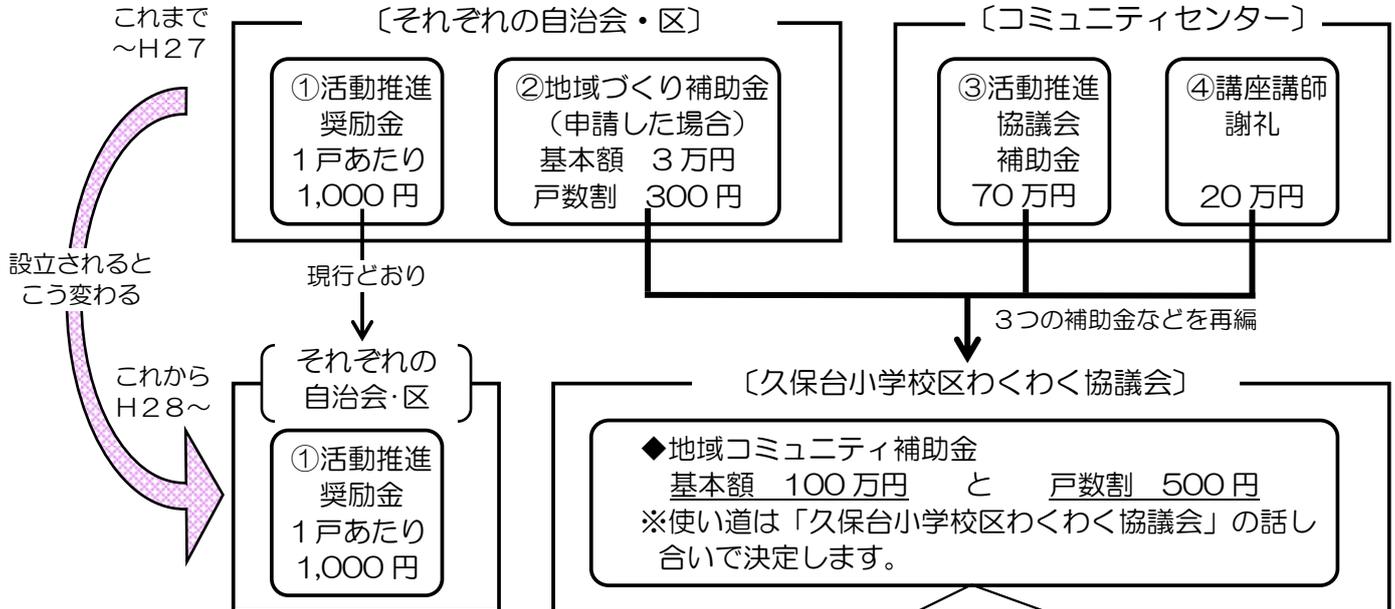
開催日	会議名称	主な協議内容
6/14 (日)	第1回準備会	設立準備会会則の検討・決定 設立準備会構成員(委員)の検討 など
7/26 (日)	第2回準備会	設立準備会会長以下、役員決定 意見交換(地域課題や地域活動について) 設立準備会のスケジュールの検討・決定 など
8/30 (日)	第3回準備会	長山地域コミュニティ協議会の事例紹介・意見交換 構成団体と委員数の検討(1回目) 委員会(部会)、活動内容及び予算検討(1回目) など
9/26 (土)	第4回準備会	構成団体と委員数の検討(2回目) 委員会(部会)、活動内容及び予算検討(2回目) など
10/25 (日)	第5回準備会	構成団体と委員数の検討・決定(3回目) 委員会(部会)、活動内容及び予算検討・決定(3回目) 住民自治組織への応援金の検討・決定 など
11/22 (日)	第6回準備会	組織名称の検討 規約の検討・決定 など
12/20 (日)	第7回準備会	地域コミュニティ協議会役員等人事案の検討 住民自治組織総会への提出資料(最終報告)の検討 組織名称の検討(「久保台小学校区わくわく協議会」に決定) など
	地域コミュニティに関する説明会	地域住民への中間報告・意見交換会
1/17 (日)	第8回準備会	地域コミュニティ協議会役員等人事案の検討 住民自治組織総会への提出資料(最終報告)の検討 など
2/予定	第9回準備会	設立総会日程及び総会の役割分担の検討 など
3/予定	第10回準備会	設立総会に関する最終確認 など

「久保台小学校区わくわく協議会」の設立に伴い、

市から交付される補助金などの流れが変わります！

中核的な地域コミュニティ「久保台小学校区わくわく協議会」を設立すると、これまで自治会や区へ交付されていた「②地域づくり補助金」と久保台コミュニティセンターへの予算（「③活動推進協議会補助金」及び「④講座講師謝礼」）が再編され、久保台小学校区わくわく協議会へ「地域コミュニティ補助金」が交付されるようになります。

地域コミュニティ補助金の使い道は、久保台小学校区わくわく協議会内での話し合いにより決定されますが、地域の課題や解決につながる事業など、コミュニティ活動に必要な経費に充当することができます。



【久保台小学校区わくわく協議会「平成28年度地域コミュニティ補助金」充当予定先】

地域コミュニティ補助金(H27年4月の戸数で試算) 基本額100万円+戸数割@500円×2,247戸=2,123,500円

区分	平成28年度 充当予定額	平成27年度 市補助金	内容
住民自治組織 活動応援金	974,100円	974,100円	自治会や区が実施するまちづくり活動を支援します。 応援金額(上限)=基本額3万円+戸数割300円×戸数 ※「②地域づくり補助金」同等額を予算付けます。
活動推進 協議会事業	わくわく協議会 事業として継承 されます。	700,000円	コミュニティセンターにおいて各種講座や教室を開催するとともに、わくわく祭りなどの事業を実施します。 ※「③活動推進協議会補助金」同等額を予算付けます。
コミュニティセ ンター講座	900,000円	200,000円	パン作り教室、寄せ植え教室などの講座を開催します。 ※「④講座講師謝礼」同等額を予算付けます。
新規事業	249,400円	—	300円から500円に増額された差額等を充当します。 (防犯、防災、福祉、広報など)を実施します。
計	2,123,500円	1,874,100円	※久保台小学校区への平成28年度補助金は、平成27年度と比較して約25万円の増額となる予定です。

『平成28年度より地域担当職員が配置されます!』

久保台小学校区わくわく協議会(以下「協議会」という。)が設立されると、協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

地域担当職員は、龍ヶ崎市役所の課長級職員1名がサポーター長として、課長補佐級職員1名が副サポーター長として、一般職員3名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

久保台小学校区わくわく協議会 規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、久保台小学校区わくわく協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を龍ヶ崎市久保台コミュニティセンター内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、久保台小学校区（以下「地域」という。）に居住する住民相互の交流を促進してつながりを深めるとともに、地域で活動する各種団体等が情報を共有化し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、安全安心で明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関する事
- (2) 子どもの健全育成及び生涯学習の推進に関する事
- (3) 地域環境の保全に関する事
- (4) 防犯・防災に関する事
- (5) 住民自治組織間の連絡調整及び住民自治組織の活動の支援に関する事
- (6) その他協議会の目的達成に必要なと認められる事

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 地域内の住民自治組織の代表者
- (2) 地域内に活動の拠点を置く各種団体、行政委員・行政機関等のうち、別表に掲げるものの代表者
- (3) その他第12条に規定する役員会の承認を得た者

2 新たに協議会に加盟しようとする団体等は、第10条に規定する総会の承認を得なければならない。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 委員長 6名
- (7) 事務局長 1名

2 役員は、総会において承認を得るものとする。

3 会長及び副会長は、委員長を兼務することができる。

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (5) 幹事は、協議会の運営調整を行う。
- (6) 委員長は、第14条に規定する委員会を総括する。
- (7) 事務局長は、第16条に規定する事務局を総括する。

（委員及び役員の任期）

第7条 委員及び役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、会長が委嘱する。

3 顧問は、次条に規定する会議に出席することができる。

4 顧問は、協議会の運営等に関する助言及び提言を行うが、議決権は有しないものとする。

5 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

（会議）

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

（総会）

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であって、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

2 定期総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 総会の議長は、出席した委員の中から互選により選任する。

6 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(総会の決議事項)

第11条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項
(役員会)

第12条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、役員過半数の出席により成立する。

3 役員会は、会長が議長を務める。

4 役員会の決議は、出席役員過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(役員会の決議事項)

第13条 役員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) 第15条に規定する実行委員会の設置及び廃止等に関する事項
- (4) 第16条に規定する事務局業務を行う委員の推薦に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項
(委員会)

第14条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 住民自治組織活動推進委員会
- (2) おとな塾委員会
- (3) 子育て子ども育成委員会
- (4) 地域づくり委員会
- (5) 防犯委員会
- (6) 防災委員会

2 委員会に委員長、副委員長及び会計担当者を置く。

3 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

4 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。
(実行委員会)

第15条 委員会が企画する大規模な事業を円滑に実施するため、協議会に実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会の設置及び廃止等は、役員会で協議し決定する。
(事務局)

第16条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、龍ヶ崎市久保台コミュニティセンター職員及び第4条に規定する委員の中から役員会が推薦する者をもって構成する。

3 事務局は、協議会の連絡調整及び事務並びに広報紙の発行を行う。
(経費)

第17条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。
(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(情報公開)

第19条 協議会の会議議事録及び会計内容等は、原則として公開する。
(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。
付 則

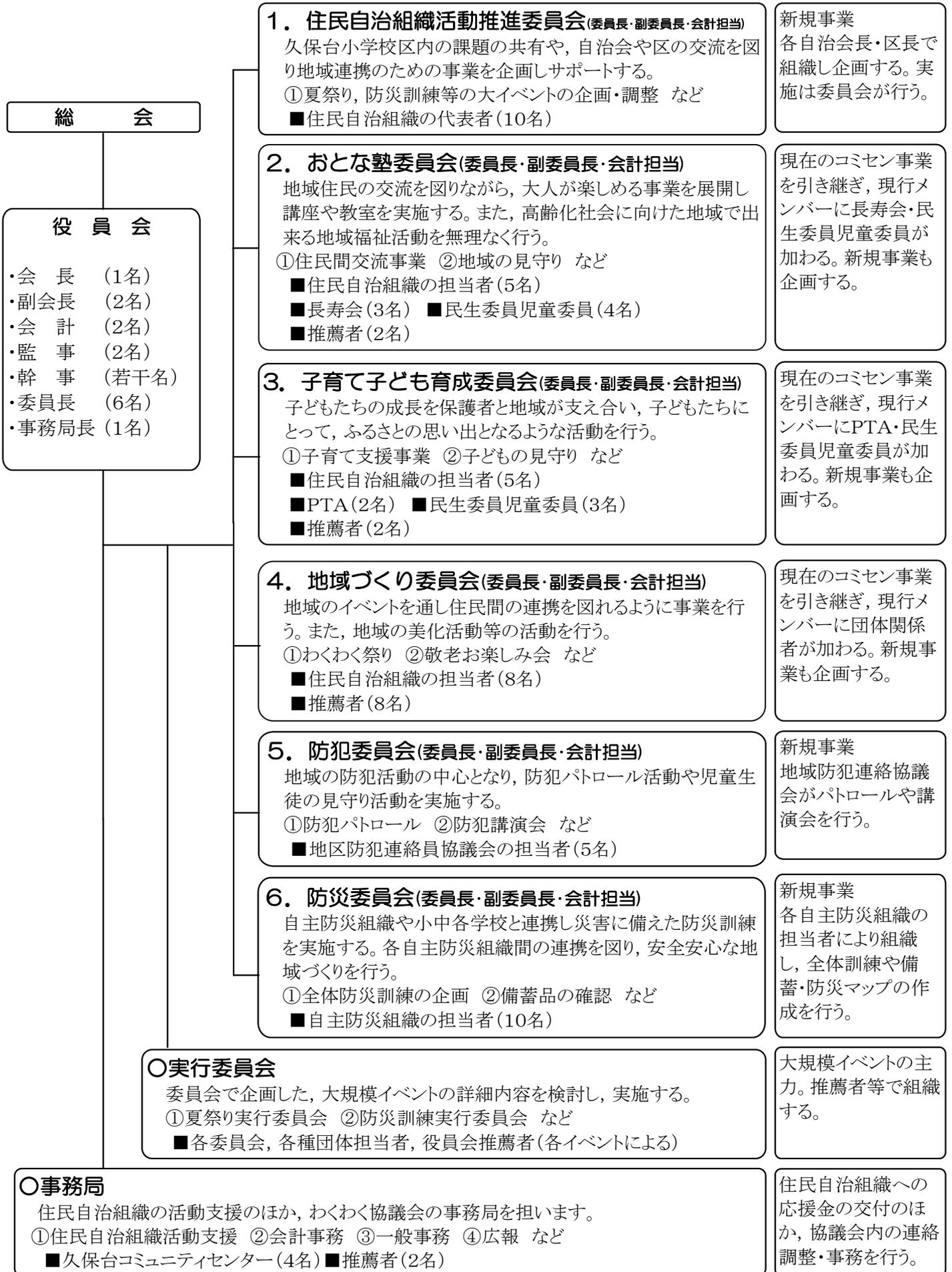
この規約は、平成28年●月●日から施行する。

別表(第4条関係)

中根台久保台長寿会	自主防災組織	民生委員児童委員
龍ヶ崎市立久保台小学校PTA	龍ヶ崎市立中根台中学校父母と教師の会	龍ヶ崎市防犯連絡員協議会中根台久保台分会
龍ヶ崎市久保台コミュニティセンター		

久保台小学校区わくわく協議会 組織図 (案)

補足説明



平成28年度 久保台小学校区わくわく協議会 予算（案）

歳入の部

区 分	予 算 額	備 考
市補助金(基本額)	1,000,000円	1地区につき1,000,000円
市補助金(戸数割)	1,123,500円	戸数割@500円×2,247戸(平成27年4月1日の戸数で試算)
市補助金(設立加算)	200,000円	設立後3年間で総額500,000円の加算措置あり。(残300,000円)
住民自治組織負担金	195,000円	自治会・区からの負担金(旧コミセン活動推進協議会分)
住民自治組織負担金	80,000円	自治会・区からの負担金(旧防犯連絡員協議会分)
計	2,598,500円	

歳出の部

区 分	予 算 額	備 考
1.住民自治組織活動推進委員会	5,000円	会議費用(情報交換・新規事業計画) ※年間4回程度の会議を開き情報交換を行う
2.おとな塾委員会	365,800円	わくわくサロン・そば打ち教室・パン作り教室・寄せ植え教室等 ※旧コミセン・協議会事業を受け継ぐ
3.子育て子ども育成委員会	127,200円	すくすく教室・子育て講座・ジュニアクッキング等 ※旧コミセン・協議会事業を受け継ぐ
4.地域づくり委員会	506,000円	わくわく祭り・敬老お楽しみ会・囲碁大会・ウォーキング等 ※旧コミセン・協議会事業を受け継ぐ
5.防犯委員会	80,000円	地域の防犯について活動する ※防犯連絡員協議会が主体となり実施する
6.防災委員会	5,000円	会議(情報交換・新規事業計画) ※年間4回程度の会議を開き情報交換を行う(防災訓練を検討)
7.住民自治組織活動応援金事業	974,100円	各住民自治組織(自治会や区)での活動費用を助成 ※従来の地域づくり補助金相当(現状維持・自治会や区へ交付) ※30,000円×10組織+@300円×2,247戸(平成27年4月1日の戸数で試算) ※事務局対応
8.事務費	40,000円	会議事務や広報活動を行う ※地域コミュニティの広報紙の作成・配布
9.ユニフォーム購入費	200,000円	わくわく協議会のユニフォームを購入する
9.予備費	295,400円	新規事業に充当する(地域祭り・餅つき大会・子ども祭り等)
計	2,598,500円	

※市補助金は、基本額及び戸数割のほか、設立後3年間で総額500,000円の加算措置あり。

(平成28年度で200,000円加算のため、平成29・30年度での残300,000円)

※歳出予算については、項目間の流用を認める。

※防災委員会・防犯委員会等で新規事業を行う場合は、予備費を充用する。

久保台小学校区における中核的な地域コミュニティの設立について（案）

（平成28年2月発行）

【編集・発行】久保台小学校区地域コミュニティ設立準備会

会 長 小野寺 正 好

事務局 龍ヶ崎市久保台コミュニティセンター

電 話 6 5 - 4 7 8 8